



## ダイジェスト版

### 《平成 23 年度集団指導開催について》

平成 24 年 3 月 13 日午後 1 時 30 分より大阪柔整会館 5 階ホールにおいて、近畿厚生局指導監査課・大阪府福祉部国民健康保険課主催、公益社団法人大阪府柔道整復師会共催による集団指導が開催された。

この集団指導は「柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱」に基づき、概ね 1 年以内に受領委任の取扱いを承諾された柔道整復師および受領委任の規定等の内容を遵守させる必要があると認められる柔道整復師を対象に講習会形式で行われるものであるが、最近は管理柔道整復師の変更が多いため、年数回の開催を視野に昨年の 10 月に続き今年度二回目の開催となった。当日、講師は近畿厚生局指導監査課より 3 名、大阪府福祉部国民健康保険課より副主査 1 名で務められた。

講習会は「施術録の記載について」「受療委任の取扱いに係る協定書について」「指導と監査について」の内容で特に長期・多部位請求、往療、友人・知人の請求など疑義案件の事例が取り上げられた。協定および算定基準を十分理解した上で、適切な請求をすること。また、施術録については請求の根拠となるものであり記載・整備事項をしっかりと作成することである。

「柔道整復師の不正請求」を取り上げたマスコミ報道が後を絶たない現状を踏まえ、さらに適正な請求を心がけることが行政・保険者・国民への信頼回復の道である。

### 《大阪保険講演会開催について》

平成 24 年 3 月 17 日午後 3 時より大阪柔整会館 5 階ホールにおいて、大阪保険講演会が開催された。参加会員数は過去最高の 400 名超となり、会場を埋め尽くした。

内容は「柔整療養費の現状（国の施策）」公益社団法人大阪府柔道整復師会副会長・徳山健司、「柔整療養費の現状（大阪の現状）」同保険部長・川口靖夫、同保険部理事・布施正朝、「自賠責保険の現状について」同保険部理事・増井英明にて講演された。

徳山副会長は 3 月 12 日付けの厚生労働省通知「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取り組みについて」を講演され、今後の各保険者の適正化対策について国の施策として柔整療養費の現状が非常に厳しいものであることを認識させられた。

その後、大阪の現状・各保険者の現状として審査会での現状を川口保険部長、各市保険者の受診照会の現状と協会けんぽ・労災の現状を布施理事がリレー方式で講演し、国・府・市の方向性を示唆した。また、増井理事は自賠責の取扱い方やトラブルの現状について事例を挙げて講演された。

今回の保険講演会での焦点は厚生労働省通知をはじめ、今後保険者による多部位・長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者等への調査が行われることであり、その関心の強さは講

## 原爆被爆者(後期高齢者医療分)に係る支給申請書の変更について

平成 24 年 4 月施術分より従来の「一部負担金相当額支給申請書」が廃止になり、「柔道整復  
 施術療養費支給申請書 様式第 5 号」へと申請書が変更になります。

なお、旧様式は平成 25 年 3 月提出分（施術月ではありません）まで使用できます。  
 詳しくは別紙「原爆被爆者に係る柔道整復施術療養費の申請書の変更について（通知）」を  
 ご覧ください。

### 保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
	新規	防衛省共済組合 横田支部 31131840	H 24 年 3 月 26 日
	新規	防衛省共済組合 徳島支部 31360183	H 24 年 3 月 26 日
神戸港湾健康保険組合 06280754	名称変更	サニーピア健康保険組合 06280754	H 24 年 4 月 1 日
三省堂健康保険組合 06130983	合併	出版健康保険組合 06131551	H 24 年 4 月 1 日
トステム健康保険組合 06136618 INAX 健康保険組合 06230247 サンウェーブ健康保険組合 06136865	合併	LIXIL健康保険組合 06136618	H 24 年 4 月 1 日
日立電線健康保険組合 一般:06080089 特退:63080089	合併	日立健康保険組合 一般:06138150 特退:63138150	H 24 年 4 月 1 日
中央三井トラスト・グループ 健康保険組合 06134571 住友信託健康保険組合 06271217	合併	三井住友トラスト・グループ 健康保険組合 06134571	H 24 年 4 月 1 日
日本郵便輸送健康保険組合 06133391	解散	全国健康保険協会へ移行	H 24 年 4 月 1 日

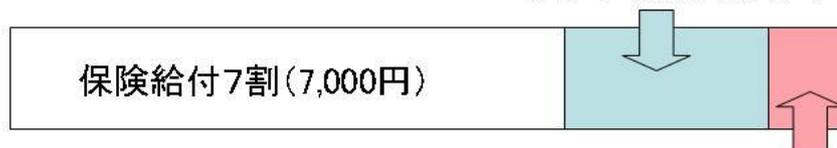
## 大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合

福祉医療費助成(2,000円)



患者負担1,000円(上限)

○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。